災害廃棄物の広域処理への協力の概要

平成２４年２月８日
環境森林部廃棄物・リサイクル課

◎　広域処理の必要性

東日本大震災の被災地では、地震や津波で大量の廃棄物（災害廃棄物）が生じ、復興の妨げになるなど、大きな問題となっており、地元で処理しきれない災害廃棄物を、全国の自治体で協力して処理すること（広域処理）が求められている。

■　被災地における災害廃棄物の発生状況

	岩　手　県	宮　城　県
発生量	約４７６万トン （約１１年分）	約１，５６９万トン （約１９年分）
広域処理 希望量	５７万トン	２９４万トン（石巻ブロック） ４４万トン（亘理名取ブロック） ＊他の２ブロックは検討中

■　広域処理の対象地域

広域処理の対象は、岩手県と宮城県の沿岸部の災害廃棄物とされる。福島県は対象から除外されている。

→　岩手県・宮城県における災害廃棄物の発生状況[別紙１]

■　広域処理のスケジュール

岩手・宮城両県では、環境省のマスタープラン（※）に従い、仮置き場への移動を平成２４年３月末、中間処理・最終処分を平成２６年３月末までに終了するとしている。
（東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン,２３年５月環境省）

◎　広域処理に対する県の考え方

・　群馬県は、震災直後から、被災地の支援に積極的に関わっており、１日も早い被災地の復興のために、広域処理についても、市町村と一体となって、できる限り協力する考えである。
・　放射性物質による汚染を心配する声があることについては、市町村と協力して、住民説明等を行い、住民の十分な理解を得て行うことを前提とする。

■　市町村長あて協力依頼

広域処理に対する県の考えを示し、協力を要請するため、知事より県内市町村長あて通知を行った。

→　平成２４年１月１０日付け知事から市町村長あて通知[別紙２]

◎　広域処理に関する基本的事項

■　国・県・市町村の役割

広域処理は、被災地と受入先の自治体間の合意により行われる。国はマッチング、ガイドラインの策定、説明会開催への協力等を行い、県は、受け入れが市町村の意向に沿ったものとなるよう支援する。

→　災害廃棄物の広域処理推進体制図[別紙３]

■　安全性の確保

広域処理の実施に当たっては、次のとおり、安全性の確保を最優先する。

◇　対象となる災害廃棄物

広域処理の対象となる災害廃棄物は、放射性セシウム濃度が不検出又は低く、安全性が確認された岩手県と宮城県の沿岸部のものとする。

→　岩手県及び宮城県沿岸部の放射線量［別紙４］

◇　災害廃棄物の処理方法

次のとおり、国のガイドライン（※）に沿った処理及びモニタリングを行い安全性を確保する。

※　災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン。以下「ガイドライン」という。）

※　ガイドラインでは、再生利用が可能な場合は再生利用、再生利用困難な場合、不燃物は埋立処分、可燃物は焼却し焼却灰を埋立処分することを想定し、一連のプロセスにおける安全性の確保が図られている。

①　災害廃棄物の受入に当たっては、当面、搬出側で２回（１次仮置場及び県外搬出場所）放射線量の測定を行う。

②　災害廃棄物を受け入れた側でも、安全確保のための測定を行うこととし、特に焼却灰を埋め立てた最終処分場では、継続的なモニタリングを行う。

③　受け入れた災害廃棄物の処理でも、徹底的な安全管理を行なう。
焼却する際は、ダイオキシン対策等のために設置された高性能排ガス処理装置で、放射性物質の大気中への放出をほぼ１００%除去する。

④　焼却灰を最終処分場に埋め立てる場合は、５０ｃｍ以上の土で覆うことで９９．８%の放射線を遮蔽、周辺住民への影響を無視できるレベル（年間０．０１ミリシーベルト以下）に抑える。

→　災害廃棄物の処理方法[別紙５]
→　埋立処分後の放射線量[別紙６]

◎　広域処理に対する財政支援

・　災害廃棄物の処理に要する経費は、処理委託契約に基づき、被災地の自治体から受入先の自治体に支払われ、被災地の自治体に対して、国が支援（※）する。

※　標準税収入の２０／１００を超える部分に８０／１００を交付等。

・　受入先自治体が一般廃棄物処理施設の整備を行う場合、循環型社会形成推進交付金で優先的な支援が行われる（※）

※　交付率１／３又は１／２。Ｈ２３年度３次補正に１２６億円計上。

◎　広域処理を巡る県内市町村等の状況

■　受入可能量等

災害廃棄物の広域処理支援　受入処理可能量調査結果

H24.1.31現在

		単位	A 既に受入	B 検討中(職員派遣、検討会議設置等)	C 検討中(受入に向けた検討)	D 検討なし又は受入不可
施設数※1		―	0	0	2	76
関係市町村数※2		―	0	0	6	29
施設数（余力）	焼却	―	0	0	2	20
	（施設余力）	万トン/年	*0*	*0*	*0.3*	*5.7*
	破砕等(RDF含む)	―	0	0	0	31
	（施設余力）	万トン/年	*0*	*0*	*0*	*1.4*
	埋立	―	0	0	0	23

注）１．対象施設に、堆肥化施設とし尿処理施設は含まない。
２．※１施設数：焼却、破砕等、埋立の施設の合計である。
３．※２関係市町村数：一部事務組合の場合は、その構成市町村数を計上している。

■　広聴案件等の状況　（Ｈ２４．１．３０現在）

		受入反対	受入推進	その他	計
意見等の発信元	県内	１６	３	１	２０
	県外	１１	３	０	１４
	不明	２	２	０	４
計		２９	８	１	３８

・災害廃棄物の放射能汚染が危惧された当初は反対意見が主。
・東京都が受入処理を開始した時期は推進意見が主。
・吾妻東部衛生施設組合が受入検討を表明した以降は反対意見が主。

◎　全国の災害廃棄物受入状況

■　**受入れ中の自治体**

・　山形県（Ｈ２３．８．３０付けで県内市町村、民間業者に対し「災害廃棄物等の山形県内への受入れに関する基本的な考え方」を通知し、１３市町村２３施設で災害廃棄物を含む県外廃棄物を受入れている。）

・　東京都（Ｈ２３．９．３０岩手県と基本協定締結。１１月３日、岩手県宮古市から受入れ開始。１１月末、千トンの処理完了。１１月２４日宮城県女川町からの受入れ表明。）

■　**受入れを表明した自治体**

・　静岡県（Ｈ２３．１１．１０市長会・町村会が受入れ表明）

・　青森県八戸市（Ｈ２３．１１．２４受入れ表明）

・　神奈川県（Ｈ２３．１２．２１受入れ表明）

・　秋田県（Ｈ２３．１２．８受入れ表明。Ｈ２４．１．２３協定（案）作成。２月中旬までに締結予定）

※　他に埼玉県、千葉県等が受入れの方向を示している。

◎　**今後の予定**

・　県内市町村に対する受入意向調査（再々調査）　継続実施中

・　広域処理の進め方に関する市町村説明会　２月１３日

※　市町村から協力の意志表明があれば、随時、環境省に連絡、住民説明会の開催に協力する。住民の理解が得られ次第、搬出側自治体との協議（キックオフミーティング）を行う。

◎参考　広域処理を巡るこれまでの動き【平成２４年２月３日現在】

Ｈ２３・　４．　８　災害廃棄物の受入への協力要請（環境副大臣より知事あて通知）
〃　災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査（環境省）
Ｈ２３．　８．３０　山形県が県内市町村・廃棄物処理業者に対し「災害廃棄物等の山形県内への受入れに関する基本的な考え方」通知
Ｈ２３．　８．１１　災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン策定（環境省）
Ｈ２３．　９．３０　東京都が岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結。
Ｈ２３．１０．　４　災害廃棄物広域処理推進会議（環境省）
Ｈ２３．１０．　７　災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する再調査（環境省）
Ｈ２３．１１．　３　東京都が岩手県宮古市の災害廃棄物の受入れを開始
Ｈ２３．１１．１０　静岡県市長会・町村会が災害廃棄物の受入れを表明
Ｈ２３．１１．１８　岩手県宮古市現地見学会（環境省主催）
Ｈ２３．１１．２４　東京都が宮城県女川町の災害廃棄物の受入れを表明
〃　青森県八戸市が災害廃棄物の受入れを表明
Ｈ２３．１２．　８　秋田県が災害廃棄物の受入れを表明
Ｈ２３．１２．２１　神奈川県知事が災害廃棄物の受入れを表明
Ｈ２４．　１．　６　宮城県議会議長から群馬県議会議会議長あて「東日本大震災に伴う災害廃棄物処理の実現に向けた協力依頼」通知
Ｈ２４．　１．１１　特措法市町村説明会（県主催、３４市町村参加）
災害廃棄物の広域処理支援を依頼（H24.1.10 付知事通知）
Ｈ２４．　１．１９　全国知事会が各都道府県知事あて広域処理への協力要請
→　［別紙７］
Ｈ２４．　１．２５　中之条町・東吾妻町・高山村、吾妻東部衛生施設組合での受入協議開始
Ｈ２４．　１．３０　埼玉県が県内自治体に焼却施設３箇所での災害廃棄物受入れ検討要請（同県ではセメント工場２箇所でも調整中）
Ｈ２４．　１．３１　中之条町議会全員協議会が吾妻東部衛生施設組合における災害廃棄物受入れの協議開始を了承
Ｈ２４．　２．　１　高山村議会全員協議会が吾妻東部衛生施設組合における災害廃棄物受入れの協議開始を了承
Ｈ２４．　２．　２　千葉県知事が災害廃棄物受入に前向きな発言

災害廃棄物とは、地震や津波などの被害で発生した廃棄物のこと。岩手県と宮城県では、大量に発生し、大きな問題になっています。

東日本大震災の津波で被害に遭って倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物が大量に発生し、その処理を急いでいます。

被災地での処理施設の不足で、処理しきれない災害廃棄物。その受け入れにご理解とご協力をお願いしています。

岩手・宮城の両県では、全力で災害廃棄物の処理を行っていますが、処理施設の不足で思うように進んでいません。その量は岩手県で通常の約11年分、宮城県で通常の約19年分にも達しています。被災地の1日も早い復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理は不可欠です。そこで、廃棄物の処理施設に余力のある全国の各自治体と住民の皆さまのご協力をいただき、災害廃棄物の処理を行っていただく**広域処理**をお願いしています。

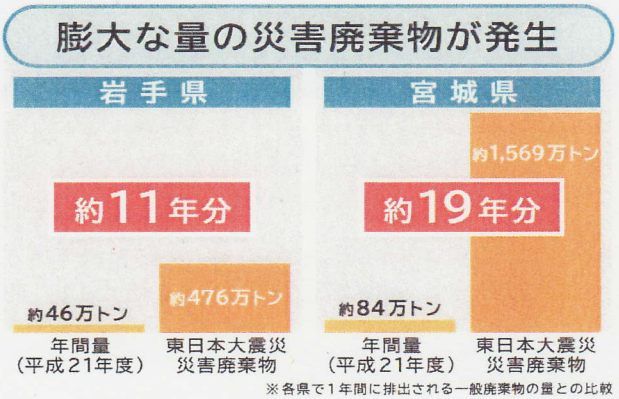

平成24年1月10日付け知事から市町村長あて通知［別紙２］

廃リ第１１８－１６号

平成２４年　１月１０日

各市町村長　様

群馬県知事　大澤正明

（廃棄物・リサイクル課）

災害廃棄物の広域処理支援について（依頼）

日頃から本県の環境行政の推進につきましては、御協力賜りありがとうございます。

さて、東日本大震災により生じた大量の災害廃棄物は、被災自治体による処理が困難なため復興の支障となっており、災害廃棄物の広域処理支援が必要とされています。しかしながら、災害廃棄物の放射性物質による汚染の不安を背景に、全国的にその支援が進まない状況にあります。

原発事故の状況を踏まえれば、放射性物質による汚染を危惧する意見があるのも当然のことと思いますが、被災自治体の復興支援のためにも、本県として市町村の皆様方と一体となり災害廃棄物の広域処理に積極的に協力したいと考えております。

もとより災害廃棄物の広域処理支援は、その処理を行う施設の管理者等である各市町村長様の御理解と御協力なしには実施できるものではありません。そこで、県としても放射性物質に対する徹底した監視と対処を行うとともに、広く市町村や県民の皆様の意見をお聞きし、一つ一つ問題を誠実に解決し、住民の不安解消に努めたいと考えております。

一方、国においても各市町村、住民の皆様の理解を得るために全面的な支援を行う旨表明しております。

つきましては、災害廃棄物の広域処理支援について御検討いただくとともに、受入れについて御理解、御協力をくださいますようお願いいたします。

（事務担当　一般廃棄物係）

災害廃棄物の広域処理推進体制図

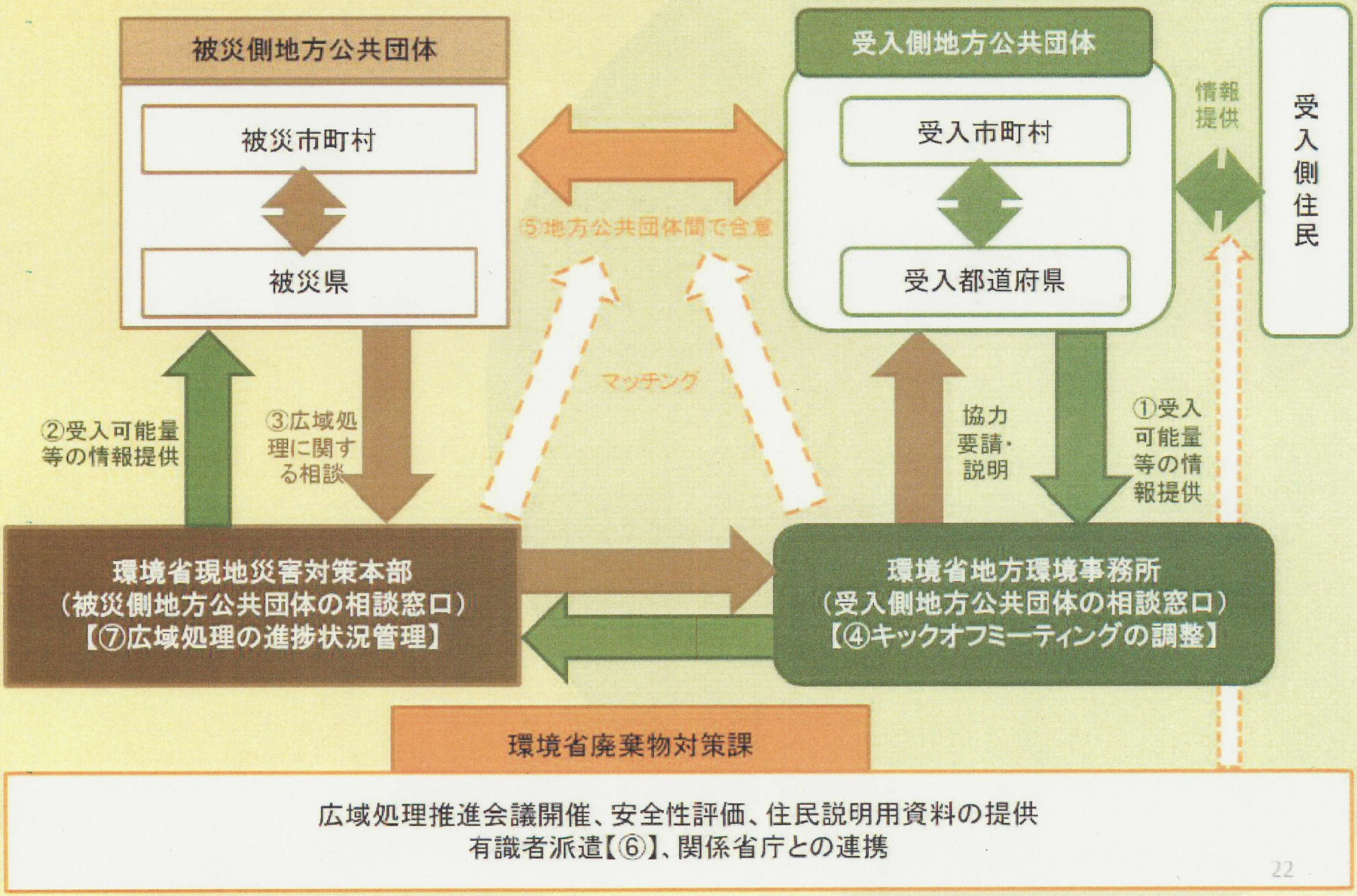

広域処理をお願いする災害廃棄物は放射性セシウム濃度が不検出または低く、岩手県と宮城県の沿岸部の安全性が確認されたものに限ります。

東北・関東地方の空間放射線量マップ

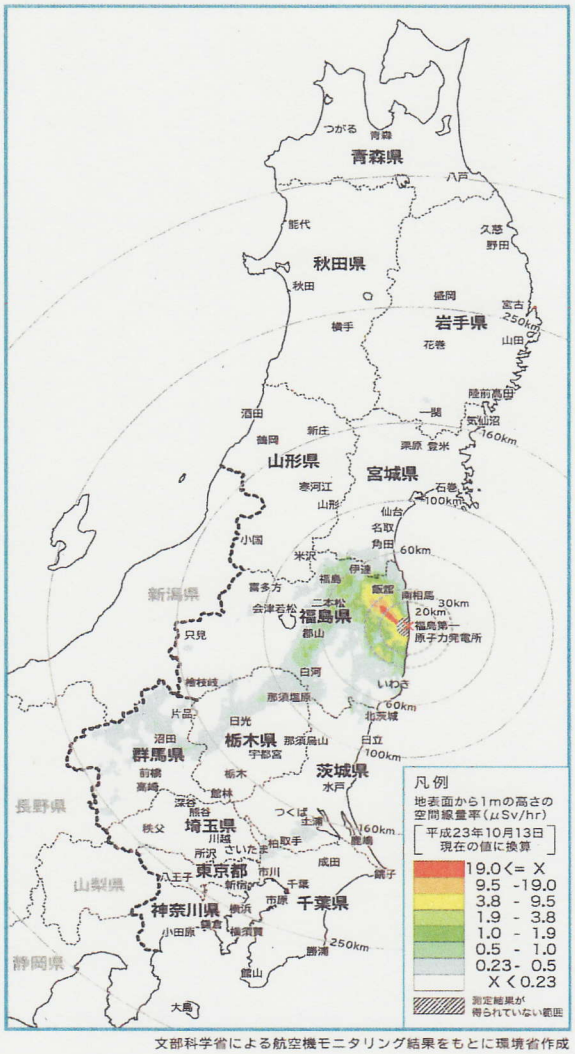

文部科学省による航空機モニタリング結果をもとに環境省作成

広域処理のご協力をお願いする岩手県と宮城県の沿岸部の災害廃棄物は、処理の過程で健康に影響を及ぼさないという安全性が確認されたものだけが対象となっています。また、災害廃棄物の受け入れについては、被災市町村から受入市町村に、事前に通知することになっています。

岩手県及び宮城県沿岸部の空間放射線量は高くありません。

空間放射線量（地上1mでの測定結果）

県名		市区町村名	空間線量率 単位：マイクロシーベルト／時間
東北沿岸部	岩手県	久慈市	0.06
		野田村	0.06
		宮古市	0.10
		陸前高田市	0.05
	宮城県	気仙沼市	0.10
		石巻市	0.09
		名取市	0.08
関東圏	茨城県	水戸市	0.09
	栃木県	宇都宮市	0.11
	群馬県	前橋市	0.09
	埼玉県	さいたま市	0.05
	東京都	新宿区	0.07

関東圏：文部科学省HP 放射線モニタリング情報（11月30日計測結果）
岩手県：岩手県HP 地表付近の放射線量率の測定結果
宮古市、陸前高田市：11月4日～11日計測結果
久慈市、野田村：11月2日～11日計測結果
宮城県：宮城県放射能情報サイトHP（11月30日計測結果）

災害廃棄物って、どうやって処理する の？

災害廃棄物の処理は、徹底的な安全管理のもとで実施 されます。

放射能濃度を測定し安全性を確認するとともに、モニタリングを実施します。

放射能濃度の測定による安全性の確認 → 搬　出 → 移　動 → 受入先での管　理 → 焼　却 → 移　動 → 埋立処分 → 埋立処分後の放射線量 0.01 ミリシーベルト／年 以下

- 搬出：放射線量
- 移動：災害廃棄物が漏れないよう積み入れて輸送
- 焼却：バグフィルター等で、放射性物質を焼却施設内で捕捉（放射能濃度）
- 移動：焼却灰は密閉された容器で漏らさず運ばれます
- 埋立処分：土でふたをすることにより、外に飛び散ることを防ぎます

焼却する際には高性能排ガス処理装置で放射性物質の大気中への放出を防ぎます。

ダイオキシン対策等のため、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置（バグフィルター等）が備わっています。これにより、放射性セシウムをほぼ100%除去でき、大気中への放射性セシウムの放出を防ぎます。

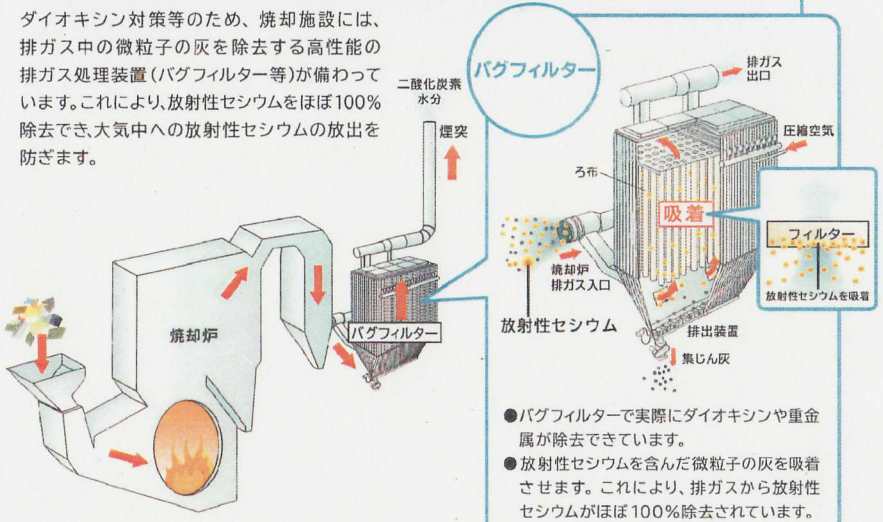

焼却施設 イメージ図

- バグフィルターで実際にダイオキシンや重金属が除去できています。
- 放射性セシウムを含んだ微粒子の灰を吸着させます。これにより、排ガスから放射性セシウムがほぼ100%除去されています。

焼却灰は処分施設に埋め立てられ、土で覆われます。

通常の生活ごみと同様に、焼却灰は一般廃棄物最終処分場（管理型処分場）で埋立処分されます。放射線量は、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回り、作業者であっても安全であり、処分場周辺ではさらに安全なレベルです。また、飛散防止のため覆土などを行い、焼却灰が外に出ることを防ぎます。

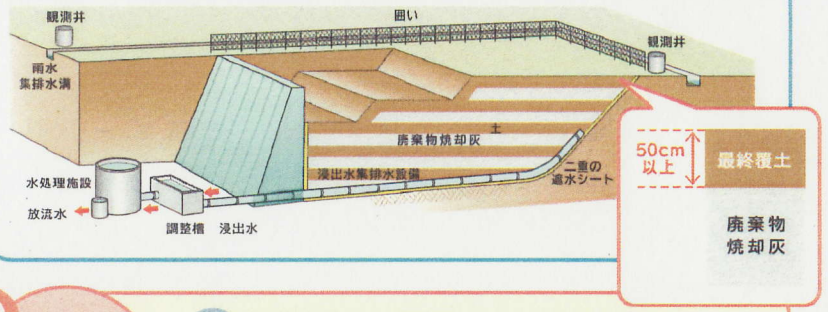

Q 放射線の影響はないのですか？

A 処分施設の上部を50cm以上の土で覆うことで、放射線を十分遮へいすることができます。

埋め立て終了後は、処分場の上部を50cm以上の土で覆います。それにより、99.8%の放射線を遮へいでき、周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル（年間0.01 ミリシーベルト以下）に抑えられます。

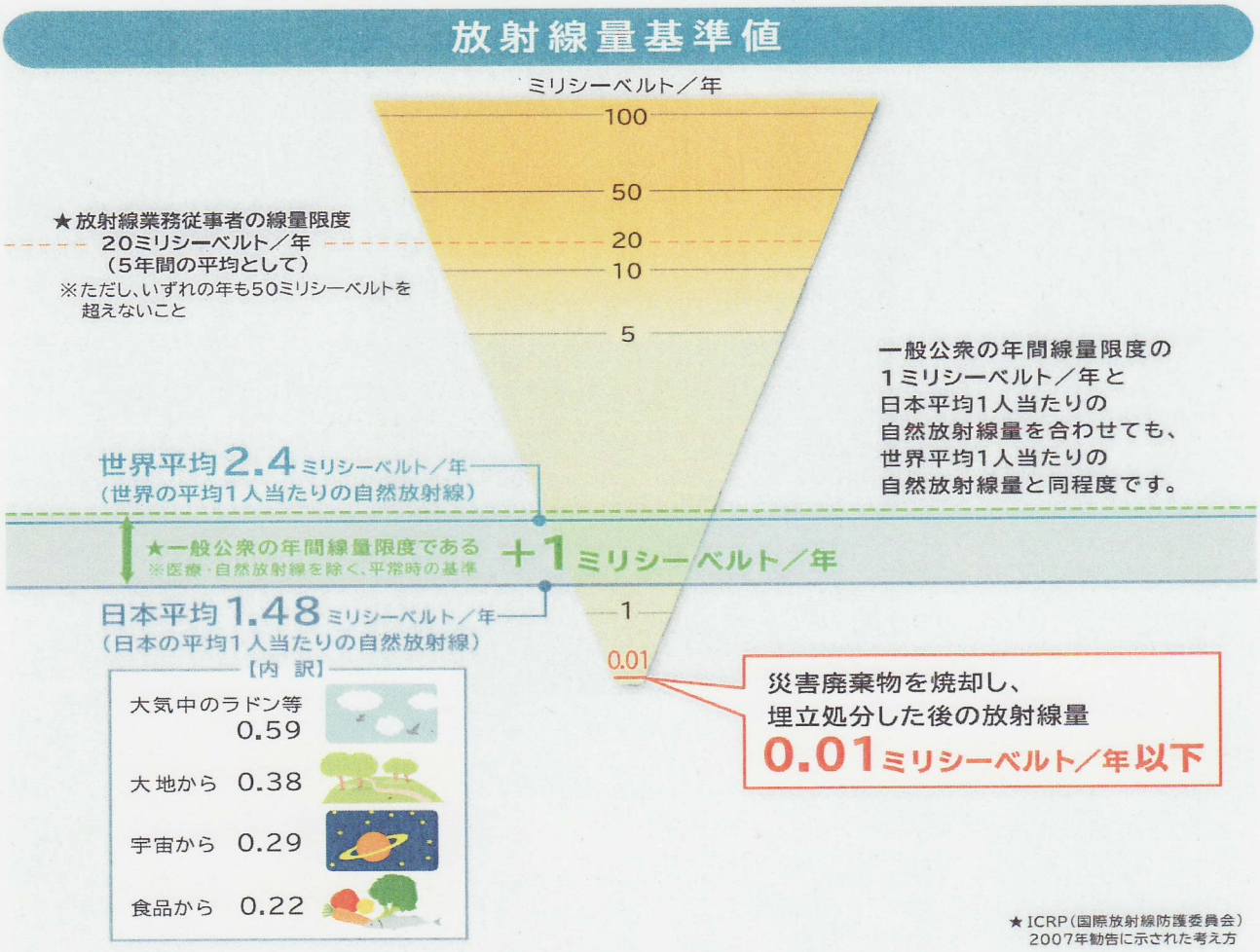

★ICRP（国際放射線防護委員会）
2007年勧告に示された考え方

人体に放射線を受けた時の影響を表す単位をシーベルト（Sv）、放射性物質が放射線を出す能力（放射能）を表す単位をベクレル（Bq）といいます。

［別紙７］

都道府県知事の皆様へ

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理について

東日本大震災からの復旧・復興については、「東日本大震災復興協力本部」を設置し、被災地支援に制度面、人員面等からのきめ細かな支援を継続的に行うとともに、全国知事会議等で累次の提言を取りまとめ、政府予算等に地方の声を反映してきたところであり、都道府県知事の皆様方のご協力について、改めてお礼を申し上げます。

東日本大震災からの早期復旧・復興のためには、大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が喫緊の課題となっておりますが、一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された災害廃棄物の安全性に対し、住民からの不安の声があります。

この点については、昨年 11 月 21 日及び 12 月 20 日に開催された全国知事会議において取り上げられ、地方自治体が協力して災害廃棄物の広域処理を進めるためには、国の責任において、住民が安心できる環境整備を行うことが不可欠、との議論がなされました。

これらの議論を踏まえ、全国知事会においては、「東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る環境整備」（平成 24 年 1 月 6 日）を取りまとめ、泉田災害対策特別委員長から国に対し申し入れを行いました。

この申し入れに対し、環境省から、文書によって、

- 放射性廃棄物の取扱いについて、国民の理解を得るための説明
- 検証結果についての積極的な情報提供
- 必要に応じて地方自治体の説明会等に国から専門家や職員を派遣

など、地域住民等関係する方々の理解を得るための国の姿勢が示されるとともに、

- 広域処理を被災地以外の地方自治体に要請するに当たっては、安全性の考え方を丁寧に説明するとともに、地方自治体の判断を尊重する

との、全国知事会の主張を取り入れた一定の回答がなされました。

申し入れの際には、細野環境大臣からも、全ての責任は国にあり、全国知事会の要望についても個別にできる限りの対応を行う旨の、国の努力に関する基本的な姿勢についての発言がありました。

全国知事会としては、引き続き、国に対し、全ての責任は国にあることを踏まえ、住民の不安を払拭するための説明責任を丁寧に果たしていくことをはじめ、災害廃棄物の広域処理に当たっての環境整備について徹底的な努力を行っていくことを求めてまいります。

その上で、「安全性の考え方を丁寧に説明するとともに、地方自治体の判断を尊重する」との国の姿勢を踏まえ、各都道府県におかれましても、地域の個別の事情を勘案し、災害廃棄物の安全性についての住民のご理解を得ていくために国と連携していく等、被災地復興に向けてのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

都道府県知事の皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

平成24年1月19日

全国知事会

会長　　山田　啓二

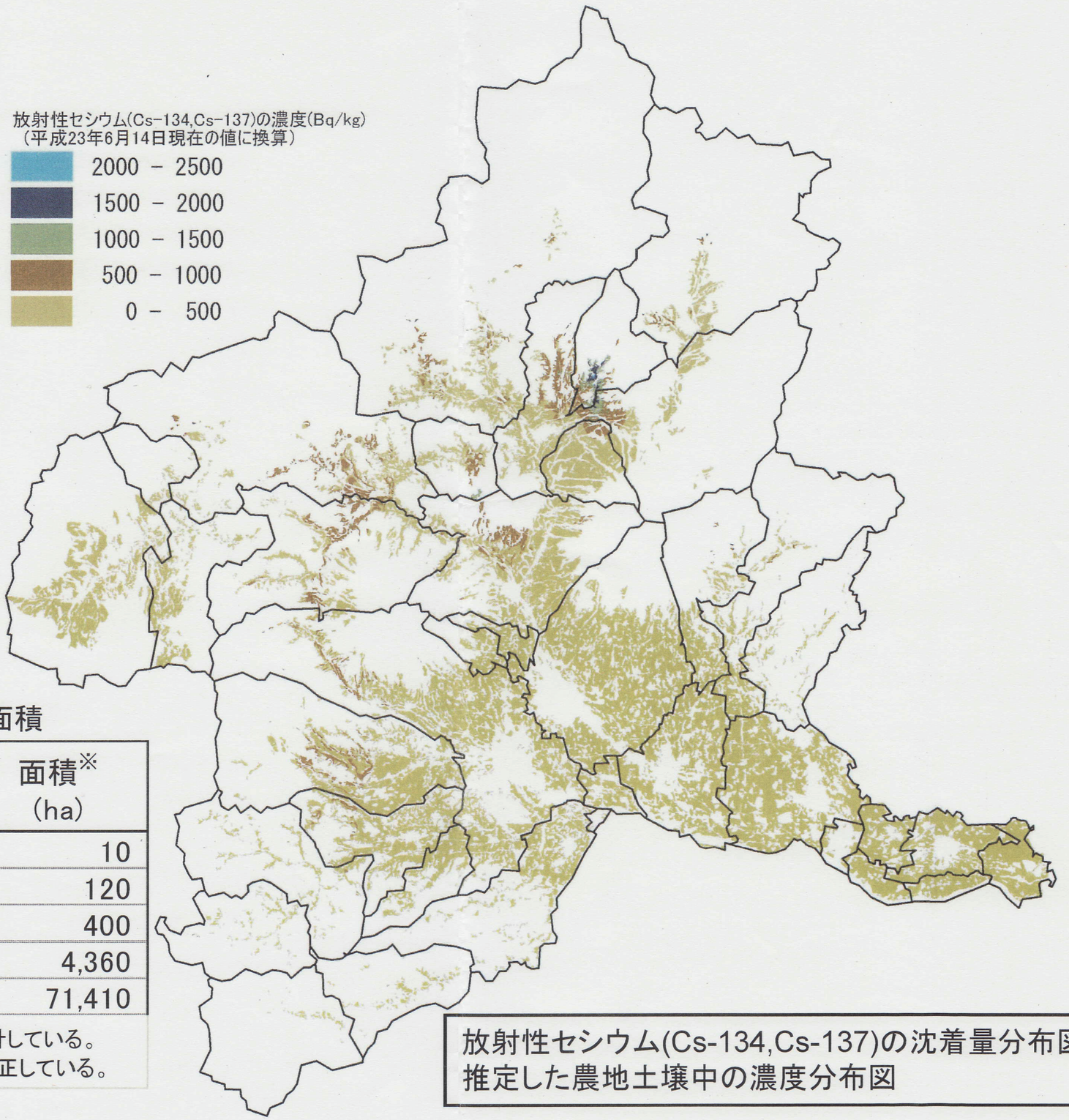

濃度別の分布面積

濃度 (Bq/kg)	面積※ (ha)
2000 - 2500	10
1500 - 2000	120
1000 - 1500	400
500 - 1000	4,360
0 - 500	71,410

※：面積は土壌図を基に推計している。
農耕地面積を76300haで補正している。

放射性セシウム(Cs-134,Cs-137)の沈着量分布図から
推定した農地土壌中の濃度分布図